

中野区立教育センター分室の設置について

1. 名称及び位置

中野区立教育センター分室
東京都中野区野方一丁目35番3号

2. 設置年月日

令和3年11月29日

3. 設置する理由

中野区区有施設整備計画(案)において、教育センターは、令和3年11月29日に開設する子ども・若者支援センター等複合施設へ移転することとしている。移転後の跡地は令和6年度以降、区事務室として活用する予定であるが、それまでの間、「教育センター分室」を設置して、有効活用を図る。

4. 教育センター分室で実施する業務

(1) 教育支援室分室

通室する児童・生徒の利便性を図るため、教育支援室分室を設置し、次の業務を行う。

- ・不登校など長期欠席状態にある児童・生徒に対する支援
- ・日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援

(2) 研修室

既存の研修室は教職員の自主研修や研究会、校長会等に活用する。また、目的外利用も継続する。

(3) その他

社会教育その他公共のために利用する。

5. 改正する条例及び内容

(1) 中野区立教育センター条例

中野区野方一丁目35番3号に教育センターの分室を設置する旨を規定する。

(2) 中野区行政財産使用料条例

現行の教育センターの施設使用料の規定を、教育センター分室の使用料の規定に改める。

6. 今後のスケジュール

令和3年 9月

11月29日

区議会第3回定例会議案提出(条例改正)

教育センター分室 開室